

～保育施設未利用世帯を対象に～
在宅育児支援金を支給しています



詳細はこちら

市は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てることができる環境を充実させるため、保育所などを利用せず在宅で育児を行う世帯に対し、子育て応援在宅育児支援金を支給しています。

対象児童(次のすべてに該当する児童)

- (1) 市内に住所を有する児童
- (2) 養育する高校生年代(18才に達する年度末)までの児童のうち、第2子以降で生後8週を超え満3歳未満の児童
- (3) 保育所などに入所していない児童

支給要件

生活保護や育児休業給付金などを受給していない人で、暴力団員や暴力団と関係していない人

支給額・支給方法

対象児童1人につき 月額10,000円 を申請のあった翌月分から、4月・8月・12月の年3回、指定の口座に振り込みます。

申請書の配布・申請窓口

健康子ども課、西根・安代各総合支所

～家事援助などで妊産婦を支援～
子育てヘルパーを利用しませんか



詳細はこちら

市は、妊産婦のいる家庭の家事援助などを行う子育て支援ヘルパー派遣事業を実施しています。

支援内容

家事援助(日常的な炊事、洗濯、掃除、買い物)や育児補助、病院への付き添いなど ※親が子のそばにいないことを前提とし、1時間単位で利用できます。

利用対象者・利用期間

利用対象者	利用期間(利用限度)
母子健康手帳交付後の妊婦がいる家庭	母子健康手帳交付後から出産まで(24時間)
1歳未満の子がいる家庭	子が1歳前日まで(24時間)
3歳未満の2人以上の多胎の子、または3歳未満の子がいるひとり親の家庭	<ul style="list-style-type: none"> 子が1歳前日まで(24時間) 子が1～2歳前日まで(24時間) 子が2～3歳前日まで(24時間)

利用の流れ

- ① 健康子ども課または西根・安代各総合支所に申請
- ② 審査・決定後に利用券(1時間×24枚)を送付
- ③ 利用日の1週間前までに(株)J Aライフサービス(ホームヘルプステーション西根☎70-2181)に申し込み
- ④ 当日、利用券をヘルパーに渡してサービスを受ける

～女性の悩みごと・困りごと～

女性相談支援員に相談してみませんか



詳細はこちら

配偶者やパートナーからの暴力、家庭や職場でのトラブルなど、女性が日常生活を送る上で抱えている悩みや困りごとはありませんか。

市では女性相談支援員が、さまざまな問題を抱えている女性からの相談に応じ、相談者へのアドバイスをしたり、関係機関につなげたりしています。

相談内容や個人情報などの秘密は厳守します。気軽に相談してください。

こんな悩みはありませんか

- ▷ 夫や夫の両親との関係が悪い
- ▷ 離婚したいけれどその後が心配
- ▷ 夫やパートナーからのDV



DVの事例

- 身体的、精神的または言葉による暴力
- 生活費をもらえないなどの経済的暴力
- 友人らとの関係を断ち切ろうとする社会的DV
- 子どもの前で夫婦げんか(面前DV)

通常相談の流れ

- ① 電話で相談予約(☎・内線1189)
- ② 相談概要を聞き取り、面談日時を決定
- ③ 市役所本庁で面談を実施

女性相談支援員による個別相談会を開催

西根地区市民センターで個別相談会を開きます。相談料は無料で、各相談日の前日までに予約が必要です。

- ▶ **相談日** 9月26日(金)、10月24日(金)、11月21日(金)、12月19日(金)、1月23日(金)、2月20日(金)
- ▶ **時間** 午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:30～15:30
- ▶ **相談枠** 午前の部・午後の部 いずれも1人
- ▶ **予約先** 健康子ども課(☎・内線1189)